

【 駐車場利用規定 】

(平成19年5月改訂)

この「駐車場利用規定」は「チャイルドアカデミー上社保育園」(以下、当保育園という)の協力会社が確保している周辺地主との契約駐車場を、当保育園を通じて、当保育園の利用者に、必要と希望に応じて、円滑かつ安全に利用していただくために定めたものです。

- ・ **駐車場の確保**＝当保育園は常に一定台数分、協力会社の費用負担で確保しています。
- ・ **月極使用**＝「月決め保育」実施中の児童の保護者は、毎月1日から末日までの一ヶ月づつを対象に
使用料月額(本体10,000円+税500円～本体13,000円+税650円)(前払い、使用料は場所によって異なります)で使用できます。
＝上記の月額使用料は、場所や地主との契約事情によって改訂することがあります。
＝駐車スペースは一定の場所を原則としますが、都合で変更する場合があります。
＝月極使用のお申込は所定の「月極駐車場使用申込書」を提出してください。
＝年度途中で「駐車場利用」をキャンセルしなければならなくなった場合は、必ず2ヶ月以上前までに「所定の用紙」の提出をお願いします。万一、2ヶ月未満になった時、キャンセル料として1ヶ月分の駐車場使用料をお支払いいただきます
- ・ **時間使用**＝現在は、実施しておりません。
- ・ **責任範囲**＝当保育園は、駐車場利用者の責に帰すべき事由によって駐車場で発生した人的、物的損害についての責任を一切負いませんのでご了承ください。
＝また駐車場内において、事故・火災・盗難等が発生しても、その事由の如何を問わず当保育園は損害についての責任を負わないものとします。
- ・ **利用車両**＝駐車車両は、あらかじめ当保育園に登録された車両(複数可)のみとします。
- ・ **遵守事項**＝指定駐車位置に駐車し、他の駐車位置に駐車しないこと。
＝車を離れる時は施錠・サイドブレーキの確認、さらにアンテナの格納等、盗難・損傷防止に留意すること。
＝自動車以外のものを置かないこと。
＝警笛、空ぶかし、その他、他人に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。
＝施設等に損傷・汚損を与えたときは当保育園事務所に連絡し、その指示に従う事。
＝吸殻、その他の塵芥は必ず各自持ち帰り、場内に捨てないこと。
＝当保育園事務所から使用駐車スペースや駐車場の変更を指示されたら従う事。
＝駐車場を他人に貸与したり、その使用权を譲渡することはできません。
＝使用料を期日通りに支払えなくなったら、以後、駐車することはできません。
- ・ **損害賠償**＝当「駐車場利用規定」に違反するなど、駐車場利用者の責に帰すべき事由によって当保育園に損害が発生した場合は、その損害を賠償していただくことがあります。
- ・ **規定の改定**＝当「駐車場利用規定」は一ヶ月以上の予告期間の後、改訂することがあります。